

「日本銀行金融研究所アーカイブにおける簡便な方法による利用に関する細則」

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」（以下「利用等規則」という。）

第22条第1項に定める歴史的公文の簡便な方法による利用（以下「簡便な方法による利用」という。）についての必要な手続を定めるものとする。

第2章 簡便な方法による利用

(簡便な方法による利用の対象)

第2条 日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「アーカイブ」という。）は、利用の促進を図るため、目録において利用制限の区分が全部利用または一部利用となっている歴史的公文について、利用等規則第22条第1項に基づき、利用請求の手続によらずに利用に供することができる。

(簡便な方法による利用の手続)

第3条 アーカイブは、簡便な方法による利用をしようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した「歴史的公文の簡便な方法による利用申込書」（以下「簡便利用申込書」という。）の提出を求めるものとする（以下、当該提出による簡便な方法による利用の申込みを「簡便利用申込み」、当該提出により簡便な方法による利用を申し込む者を「簡便利用申込者」という。）。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 簡便利用申込みに係る歴史的公文の検索番号及び目録に記載された名称（名称は任意）

(3) 利用条件の確認と承諾

(4) 希望する利用の方法（閲覧または写しの交付）

(5) 閲覧希望日時（前号で閲覧による利用を希望する場合）

(6) 第4号で写しの交付による利用を希望する場合は、写しの作成方法、写しを作成する範囲、部数、写しの交付の方法

2 簡便利用申込書の標準様式の作成等、提出の方法、申込みの効力発生時点、不備がある場合の補正については、利用等規則第10条第2項、同第3項、同第4項、同第5項の規定を準用する。
この場合において、当該規定中、利用請求とあるのは簡便利用申込みと、利用請求書とあるのは簡便利用申込書と、利用請求者とあるのは簡便利用申込者と、それぞれ読み替える。

(利用可能日の連絡)

第4条 アーカイブは、簡便利用申込書を受け付けた場合、簡便利用申込者に対し利用可能日を適宜の方法で連絡する。

(簡便な方法による利用の方法等)

第5条 簡便な方法による利用の方法、閲覧の方法等、写し交付の方法等、手数料等については、利用等規則第17条第1項、同第2項、同第3項、第18条、第19条、第20条の規定を準用する。この場合において、当該規定中、利用請求者とあるのは簡便利用申込者と、利用請求書又は利用の方法申出書とあるのは簡便利用申込書と、それぞれ読み替える。

(簡便な方法による利用に関する細則の備付等)

第6条 アーカイブは、本細則について、閲覧室内に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。